

## 女性の人権問題に関して法務省の人権擁護機関が救済措置を講じた主な事例

### 1. 夫の妻に対するDV

◆夫の暴力行為から逃れるため、子どもとともに親族宅に避難していた女性から、法務局の相談電話「女性の人権ホットライン」に相談がされた事案である。

被害者が自宅のあるB県内のシェルターへの避難を希望していたことから、相談を受けたA法務局は、速やかに被害者の住所を管轄するB法務局に相談するよう案内するとともに、B法務局に相談内容を連絡した。連絡を受けたB法務局は、当日中に被害者との面談を実施の上、被害者とともに市役所の担当課に赴き、被害者の状況を説明した。その結果、被害者らは同日中に婦人相談所のシェルターに一時保護された。(措置:「援助」)

### 2. 夫の妻に対する暴行・虐待

◆夫が妻に対し、髪をつかんで腹部を殴る、顔面を蹴るなどの暴行を加えたり、妻がうつ病であることや、父親から性的虐待を受けていたことを他人に話すなどしているとして、妻から法務局のインターネット人権相談受付窓口で相談がされた事案である。

法務局が中心となって、警察等の関係機関と連携を図り、被害者の見守り体制を構築した。

また、被害者に対して、カウンセリング機関を紹介するとともに、DV被害の登録のために警察署への同行を行うなど、人権擁護委員と法務局職員が被害者に寄り添った対応を行うことにより、被害者の身体の安全を確保するに至った。(措置:「援助」)

### 3. 職場の上司による部下に対するセクシュアル・ハラスメント

◆職場の新年会の帰りに、上司から性的発言を繰り返すセクシュアル・ハラスメントを受けたとして、法務局に相談がされた事例である。

法務局が調査した結果、上司は、被害者に対し、本件行為について謝罪はしたものの、セクシュアル・ハラスメントに対する認識が不足していることが認められた。

そこで、法務局は、上司に対し、本件発言が、被害者個人の尊厳を傷つけるとともに、就業環境を害する行為であり、今後、同様の行為を繰り返すことのないよう説示した。(措置:「説示」)

### 4. インターネット上のプライバシー侵害及び名誉毀損

◆インターネット上の複数のウェブサイトにて、自身の性的な画像や動画が掲載されているとして、被害者から法務局に相談がされた事案である。

法務局で調査した結果、当該画像及び動画は、被害者がアダルトビデオ出演前の面接時に撮影されたものであり、公開を承諾していないにもかかわらず、無断で掲載されたものであった。当該画像及び動画は、被害者のプライバシーを侵害し又は名誉・信用等を毀損するものであると認められたため、法務局から各ウェブサイトの管理者等に対し削除要請を行ったところ、当該画像及び動画の多くが削除された。(措置:「要請」)